

『2015年版 司法試験 完全整理択一六法 刑法』
お詫びと訂正

以下の箇所にて誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2014年10月20日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
480	下から3行目 ～最終行	村長が業務上保管している 公金を、同村の計算において、 親交のある第三者に貸 与し、村に財産上の損害を 加えた場合には、業務上横 領罪（253）ではなく、背任 罪が成立する。	経営ひっ迫の中で、それぞ れ別会社の会社経営者甲、 乙は、甲に取引上の便宜を 図ることが乙自らの利益に もつながるという関係にあ った。甲は乙に対して、甲 の会社から絵画等を著しく 不当な高額で購入させるよ うに依頼し、応じた乙が同 絵画等を自己が支配する丙 社に購入させて、丙社に損 害を生じさせたときは、甲 には、乙とともに特別背任 罪の共同正犯（60、会 960 I）が成立する。	2014. 09. 27